

鑑定嘱託要綱の制定について

(平成20年3月26日、鑑発第183号等)

【概要】

本通達は、犯罪捜査に関して本部鑑識課長及び科学捜査研究所長又は部外者に嘱託する鑑定及び検査について、適正な捜査運営を行うため、鑑定等実施区分、嘱託様式等の必要な事項を定めたものである。